

## 「専門家派遣事業」における専門家登録募集要項

(公財) 東京都中小企業振興公社では、中小企業者等が抱える経営課題に対し、これら企業の要請に基づいて、実績ある専門家を派遣して支援を行い、適切な解決を図るため「専門家派遣事業」を実施しています。

本事業実施のため、下記のとおり、新たな専門家の募集を行います。

### 1. 業務名称

専門家派遣支援における登録専門家<専門家派遣事業>

### 2. 登録期間

令和8年4月1日～令和10年3月31日

※1案件につき年間4～8回程度

### 3. 業務実施場所

都内全域、都内近郊の中小企業事務所や工場等

### 4. 委嘱業務内容

以下の事業において経営課題に対する助言に関する業務

- ・専門家派遣事業（有料）
- ・政策課題対応型専門家派遣事業
- ・カスタマーハラスメント対策に向けた専門家派遣事業

## 5. 登録要件

次の各号のすべてに該当すること

1. 専門家は、心身共に健康であり、ベンチャー、中小企業等の支援に誠実に意欲を持って取り組むことができ、以下のいずれかを満たす方
  - (1) 経営、技術・技能等に関する実務に 10 年以上の経験を有し、かつ当該専門分野に関する事業を主とする自営業を営んでいる者（法人の代表者を含む。）
  - (2) 中小企業診断士、技術士、税理士、公認会計士、ITコーディネータ等の公的資格を取得後 5 年以上経過し、かつ当該専門分野に関する事業を主とする自営業を営んでいるもの（法人の代表者を含む。）
- ※個人事業の代表または法人の代表取締役に限ります。
2. 主たる活動地域を東京都内としている方
3. 原則として 2 か月の期間内で診断・助言ができる方
4. 暴力団関係者等に該当しないこと
5. 令和 6 年度から令和 7 年度において本事業における登録専門家でない方

### ＜特に募集する専門分野＞

- ・海外進出や海外企業との取引に関する支援経験豊富な方
- ・製造業の原価計算や、価格転嫁について支援経験豊富な方
- ・カスタマーハラスメント対策について支援経験豊富な方
- ・環境経営、ソーシャルビジネスなど、多様化する経営方針に応じた支援経験豊富な方
- ・飲食店や小売店への支援経験豊富な方
- ・創業に関する事業計画の作成から事業実施について支援経験豊富な方
- ・新しい製品・サービスの提供に取り組む中小企業のビジネスプラン策定等について支援経験豊富な方
- ・早急に経営改善が求められる中小企業の経営改善計画書作成等について支援経験豊富な方…等

## 6. 報酬

1 回あたり 23,500 円 + 交通費実費

※個人事業主の場合…源泉徴収税額：（謝金 + 交通費）×10.21%

振込金額：（謝金 + 交通費）－源泉徴収税額

※専門家派遣事業（有料）においては、資料作成費を別途支給（1 回あたり 9,170 円）

## **7. 募集期間**

令和 7 年 11 月 20 日～令和 7 年 12 月 25 日

## **8. 申込方法**

以下 URL より送信ください。

申請フォーム（Google アカウントあり）

<<https://forms.gle/kUJVTbF7ao3CfGLn9>>

申請フォーム（Google アカウントなし）

<<https://forms.gle/jHZKbeeHqMXjMWr7>>

※登録要件を満たすことを確認できる書類（データ）の提出が必要になりますので、

ご準備の上申請を開始してください。

・【全員必須】自営業または法人代表者であることを証明する書類

（商業登記簿謄本（取得後 3 か月以内のもの）もしくは個人事業の開業届）

・【登録要件 1 （2）該当者のみ】対象となる資格の証明書

（氏名、登録番号、取得日や有効期限がわかるもの）

受付期限：令和 7 年 12 月 25 日（木）

## **9. 選考方法および選考日程**

### **(1) 登録申請【フォーム】**

- ・項目「**8. 申込方法**」をご確認ください。

### **(2) 説明会への参加【オンライン】**

- ・事業の流れやご注意いただきたい点についてご説明いたします。
- ・令和8年1月中旬に5回程度（予定）開催予定です。
- ・「(1) 登録申請」をいただいた方から、日程や参加方法についてご案内いたします。

### **(3) 事務局との面談【オンライン】**

- ・オンラインにて15～20分程度の予定です。
  - ・「(2) 説明会への参加」が確認できた方から、日程調整のご連絡をいたします。
  - ・令和8年1月下旬～2月下旬に実施予定です。
- なお、日程は先着順にて調整させていただきます。

### **(4) 登録可否の通知【メール】**

- ・「(1) 登録申請」に不備なくご対応いただける方が登録対象となります。
- ・「(2) 説明会への参加」及び「(3) 事務局との面談」には必ずご参加ください。  
ご参加いただけない場合、登録は出来かねます。
- ・審査の上、決定した方を専門家として登録し、登録者は外部にも公開いたします。  
専門家派遣ポータル（登録者公開）：<https://senmonka-haken.jp/>
- ・登録期間は2年（令和8年4月1日から令和10年3月31日まで）とします。  
登録期間満了後は、登録の要件を具備し、所定の手続きを行った方については、更新を可能とする予定です。
- ・登録通知書等につきましては、令和8年3月下旬頃にご案内予定です。

### **(5) 登録期間開始**

- ・令和8年4月1日から、決定者のみ登録期間が開始いたします。

## **10. 情報セキュリティ等について**

- ・原則、端末の貸与は行わないため、私用端末を用いて業務を実施すること
- ・OS は、正規品かつサポートされているバージョンであること
- ・Microsoft Office（正規品かつサポートされているバージョン）を使用して業務を行うこと
- ・インターネット回線への接続に必要となる通信端末及びその通信料は、委嘱者の負担とする  
※フリーWi-Fiなどの不特定多数が接続可能な通信環境の利用は禁止
- ・アンチウイルスソフト（Microsoft Defender 等）を入れて業務を行うこと

## **11. その他**

- ・本事業は中小企業者等からの希望に基づき、公社で派遣決定後、支援いただきます。登録が直ちに支援業務に結びつくものでないことを、予めご承知おきください。また、登録されただけでは、謝礼金等の支払いはありません。  
なお、派遣する場合は1回につき2時間程度の訪問をしていただき、全ての回の終了後に、謝金及び交通費（令和7年度実績：1回あたり23,500円+交通費実費）を支給します。
- ・本事業では、就業規則や事業計画の作成、ロゴやホームページの制作など請負作業により成果物を提供すること、および申請等の代行作業はできません。また、請負契約や顧問契約締結中の企業を本事業で支援することもできません。
- ・派遣支援の都度、公社への報告書を提出いただきます（支援日後1週間以内）。
- ・中小企業に対する支援の際、現場に公社職員が同行することがあります。また、企業から状況報告を求めることがあります。
- ・今回の登録期間に、本事業における支援を1度も行わなかった専門家は、次期（令和10-11年度）の更新登録の対象外といたします。